

都留市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 24 日

都留市長 日向美徳

都留市条例第 4 号

都留市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例

都留市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成 16 年都留市条例第 30 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 4 項中「かかわらず、」の次に「電子情報処理組織を使用した個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号)第 2 条第 7 項に規定する個人番号カードをいう。第 10 条において同じ。)の利用その他の」を加え、同条に次の 2 項を加える。

- 5 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において手数料の納付の方法が規定されているものを第 1 項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該手数料の納付については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であって規則で定めるものをもってすることができる。
- 6 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがある場合その他の当該申請等のうちに第 1 項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則で定める場合には、規則で定めるところにより、当該申請等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第 2 項中「行われた申請等」とあるのは、「行われた申請等(第 6 項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第 5 項までにおいて同じ。)」とする。

第 9 条を第 11 条とし、第 8 条を第 10 条とし、第 7 条の次に次の 2 条を加える。

(適用除外)

第 8 条 次に掲げる手続等については、第 3 条から第 6 条までの規定は、適用しない。

- (1) 手続等のうち、申請等に係る事項に虚偽がないかどうかを対面により確認する必要があること、許可証その他の処分通知等に係る書面等を事業所に備え付ける必要があることその他の事由により当該手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが適当でないものとして規則で定めるもの
- (2) 手続等のうち当該手続等に関する他の条例等の規定において電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが規定されているもの(第 3 条第 1 項、第 4 条第 1 項、第 5 条第 1 項又は第 6 条第 1 項の規定に基づき行うことが規定されているものを除く。)

(添付書面等の省略)

第 9 条 申請等をする者に係る住民票の写し、登記事項証明書その他の規則で定める書面等であって当該申請等に関する他の条例等の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、市の機関が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用その他の措置であって当該書面等の区分に応じ規則で定めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付することを要しない。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。